

第5 食中毒等健康被害発生時の対応

1 食中毒発生時の対応

- (1) 「宮崎県食中毒処理要領」に基づき、平常時における体制を整備するとともに、発生時には関係部局と連携し、迅速かつ的確な調査を実施する。
- (2) 初動調査においては、病原微生物のみならず化学物質等が病因物質である可能性を考慮して調査を実施する。
- (3) 毒物、劇物を原因とする食中毒（疑いを含む。）の発生に際しては、「毒物劇物等を原因とする食中毒対策要領」に基づき、迅速かつ的確に対応する。
- (4) 再発防止対策に資するため、積極的な汚染源の遡り調査の実施等、原因究明体制の確立を図る。
- (5) 事案の悪質性、組織性、緊急性、広域性等を総合的に勘案し、繰り返し食中毒を発生させる等の事案には、告発等の厳正な措置を講じる。

2 公表

食中毒発生状況等について、食品関連事業者及び県民への情報提供を図り、食中毒等健康被害の拡大防止の観点から、必要な情報について、可能な限り速やかに公表する。

3 食中毒発生防止の啓発

「食品衛生指導員による食中毒予防対策実施要領」に基づき、食中毒発生時等に、食中毒発生や予防対策等の情報を食品衛生指導員が営業者等へ迅速に周知徹底し、食中毒発生防止の啓発を図る。

4 ノロウイルスによる食中毒への対応

ノロウイルスは食中毒だけでなく、感染症としての被害拡大も起こりうることから、感染症担当部局とも連携し、被害拡大防止を図る。

5 指定成分等を含む食品等による健康被害発生時の対応

取扱営業者から当該食品が人の健康に被害を生じさせた、又は生じさせるおそれがある旨の情報の届出があった場合は、厚生労働大臣へ報告する。

6 「いわゆる健康食品（指定成分等を含む食品等を除く。）」による健康被害発生時の対応

原因究明を行い、厚生労働省に調査結果を報告する。